別紙

作成日：2025 年 6 月 6 日
社会基盤部運輸交通グループ

事業事前評価表

１．案件名（国名）

国　名： 東ティモール民主共和国
案件名：海上保安能力向上プロジェクト
The Project for Enhancement of Capability in Maritime Safety and Security

２．事業の背景と必要性

（１） 当該国における海事セクターの開発の現状・課題及び本事業の位置付け

東ティモール民主共和国（以下「当国」という。）は、インド洋と太平洋を結ぶ重要な航路に接するティモール島の東半分を占めている。その南に位置する豪州は、本邦向け液化天然ガス（LNG）や鉄鉱石の世界最大の輸出国であることから、当国近海は、豪州と本邦を結ぶ輸送経路の一部を成しており、当国はアジア太平洋地域において重要な位置づけにある。

一方、当国国内では、首都のディリを含む主要都市の多くがティモール島北側の沿岸部に点在しており、その対岸に位置するアタウロ島等との主な交通手段は海上交通である。ティモール島北側海域では、船舶の転覆等の海難事故が 1 か月あたり数件程度発生している。

また、インドネシアと国境を接する東ティモール北西部では、海上の国境が一部確定していないこともあり、インドネシアからの船舶が当国の周辺海域内に侵入し、燃料、砂糖、たばこ等の密輸が行われている。

これらの問題に対し、国家警察（National Police of Timor- Leste。以下「PNTL」という。）傘下の海上警察（Maritime Police Unit。以下「MPU」という。）が、海上での司法警察権を持つ海上保安機関として違法・無報告・無規制漁業（Illegal, Unreported and Unregulated Fishing。-以下「IUU 漁業」という。）、違法薬物ほか禁制品の密輸、海賊行為等の海上犯罪の取締り、救難、環境保全、海上での国境域の監視などを所掌している。

MPU は、全長 9m の巡視艇 2 隻を首都ディリの本部、7m の同 1 隻をディリ対岸のアタウロ島のアタウロポスト、6m の同 2 隻を北部のビアコウ・ポストおよびコム・ポスト（MPU の組織名称）に配備し、付近海域の警備救難業務に従事させている。

このように、MPU は保有する船舶のうち稼働可能な 5 隻を当国北部海域に配備しているが、保有する船舶の大きさや数の制約から活動海域が沿岸域に限定されており、加えて故障やメンテナンスの必要から 5 隻を常時稼働できるわけではないため、北部海域全域をカバーできている状況にはない。このため、船艇の整備を通じた、現場海域への出動態勢の強化が喫緊の課題となっている。

加えて、MPU では職員の各業務における専門性の向上にも課題がある。一例として、1 人の職員が船長、潜水士、訓練担当教官と複数の業務を兼務しているケースがある。いずれの業務に関しても系統だった研修は行われておらず、現場での OJT や前任者からの引継ぎのみで業務に従事していることが多い。MPU 職員は PNTL への採用時に、警察学校において警察官としての基礎的な教育・訓練を受けた後、MPU に配属されている。MPU 配属後の海上警察官として、また船員としての専門的な教育・訓練は MPU に一任されているものの、実態としては十分に行われているとはいえない状況にある。

なお、当国の海上での監視、取締り等を行う他の行政機関としては、農業・畜産・水産・林業省（Ministry of Agriculture, Livestock, Fisheries, and Forestry。以下「MALFF」という。）及び国防省傘下の国軍海軍部門（Navy Component。以下「NC」という。）が

ある。MALFF は活動の対象が水産分野に限定されており、IUU 漁業等に対する漁業取締りを所掌し、NC は国軍として沿岸域を含む周辺海域で防衛活動を実施している。

本事業は、同国のパリ協定に基づく「自国が決定する貢献（NDC）」 における目標と矛盾がないものである。

（２） 海上保安セクターに対する我が国及び JICA の協力方針等と本事業の位置づけ（特に自由で開かれたインド太平洋（FOIP）等の主要外交政策との関連）

外務省の対東ティモール国別開発協力方針（2017 年 5 月）では重点分野として「経済社会基盤（インフラ）の整備・改善」、「産業の多様化の促進」及び「社会サービスの普及・拡充」が定められており、本事業は「社会サービスの普及・拡充」に貢献するものである。

また、2023 年 12 月の日・東ティモール首脳会談で発出された「持続可能な成長と発展のための包括的パートナーシップ」の中で、「専門家派遣及び複合型高速ボート等の関連機材の供与を通じ、両国が、二国間協力の重要な柱として、海上安全及び海洋安全保障を含む海洋分野における協力を推進していく」ことが掲げられている。対東ティモール民主共和国 JICA 国別分析ペーパー（2023 年 3 月）において、「政府・公共セクターの能力向上」が重点分野であると分析しており、本事業はこれら方針、分析等に合致する。

さらに、JICA グローバルアジェンダ（課題別事業戦略）「運輸交通」において、我が国のシーレーンとなる東南アジア海域等において、沿岸国海上保安組織の能力強化に取り組むとしている。さらに、本事業は、「『自由で開かれたインド太平洋（FOIP）』のための新たなプラン」における第四の柱「『海』から『空』へ拡がる安全保障・安全利用の取組」に資するものである。

(3) 他の援助機関の対応

MPU には、過去に中国、インドネシア、韓国の協力により、それぞれ 41m 級巡視船 1 隻、29m 級巡視艇 1 隻、20m 級巡視艇 2 隻が配備されたが、いずれも故障し、現在は航行不能となっている。これらを含め、MPU は巡視船艇計 22 隻を保有しているものの、上記２.（１）で述べた 5 隻を除く 17 隻はいずれも稼働状態にはない。

その他、豪州からは GPS の供与と、それを活用した航法に関する訓練とを組み合わせた協力が実施されているほか、インドネシア、米国、韓国、ドイツの協力による海上保安関連研修の実施実績がある。

３．事業概要

（１） 事業目的

「海上保安能力向上プロジェクト」（以下「本事業」という。）は、東ティモールにおいて、MPU に対し、複合型高速ボート（RHIB）を整備するとともに、海上犯罪取締り、救難、RHIB の運用・維持管理に関する能力強化を支援することにより、海上保安業務を迅速かつ適切に実施するための能力の向上を図り、もって東ティモール周辺海域の平和と安定の実現に寄与するもの。

（２） プロジェクトサイト／対象地域名

MPU の本部及び国内活動拠点

（３） 本事業の受益者（ターゲットグループ）

直接受益者：MPU 職員（179 名（2024 年 12 月時点））

最終受益者：東ティモール国民、ティモール島北部海域を航行する船舶の関係者

（４） 総事業費（日本側）約 300 百万円

（５） 事業実施期間

2025 年 9 月～2027 年 8 月を予定（計 24 カ月）

（６） 事業実施体制

海上警察（MPU）

（７） 投入（インプット）

１）日本側

① 専門家派遣：短期専門家（機材計画、RHIB の運用・維持管理指導、RHIB を活用した救難活動の指導）、長期専門家（業務調整）

② 機材供与：7m 型複合型高速ボート（RHIB）4 隻（スペアパーツ一式及び乗組員用装備品含む）及び付帯設備（牽引用車両、ボートトレーラー、燃料タンク、簡易予備品保管設備等）

２）東ティモール国側

① カウンターパートの配置

② RHIB 配備予定地への揚陸用スロープの設置及び電気、上水道等必要な施設・設備の整備

③ その他、案件実施のためのサービスや施設、現地経費の提供

（８） 他事業、他援助機関等との連携・役割分担

１）我が国の援助活動

2021 年度に開始した個別専門家「水産開発アドバイザー」および 2025 年度に開始される技術協力プロジェクト「ブルーエコノミーに向けた持続的な沿岸漁業振興プロジェクト」において、漁獲量の管理を通じた水産資源の共同管理の実施に向けた活動が行われている。本事業にて供与する RHIB によって周辺海域の管理が強化されることにより、他国による違法漁業の抑制につながり公正な漁業の促進が期待される。

２）他援助機関等の援助活動

MPU に対する他国の主な協力状況は上記２．（３）に記載の通り。

（９） 環境社会配慮・横断的事項・ジェンダー分類

１）環境社会配慮

① カテゴリ分類：C

② カテゴリ分類の根拠

本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2022 年 1 月公布）上、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため。

２）横断的事項：特になし

３）ジェンダー分類：GI（S）（ジェンダー活動統合案件 ）

＜活動内容／分類理由＞

UN Women の支援で PNTL 全体での「Gender Strategy 2024-2028」が 2024 年 11 月に作成されており、同戦略に沿って、MPU においても組織内のジェンダー平等の推進に留まらず、地域社会における活動実施時にもジェンダーに配慮するニーズが確認された。これを踏まえ活動２－２において、「救難、パトロール等の基本的な業務の実施に必要な訓練をジ

ェンダー平等にも配慮して実施する。」こととし、女性の被救助者等に対する配慮の重要性や具体的な留意点等の観点を、本事業の投入である訓練等に盛り込むことを確認した。女性職員を訓練等に参加させることとし、その取組を測る指標として訓練等の全参加者の 5%以上を女性職員とすることを設定している（MPU 職員 179 名のうち 10 名が女性職員）。

（１０）その他特記事項

特になし。

４．事業の枠組み

（１） 上位目標:

東ティモール周辺海域において､MPU による海上保安業務が継続的に実施されている。

指標及び目標値：

指標１：周辺海域で発生する海難事故に対する出動率が、年間平均 XX%以上である。（事業開始後に目標値を設定する。以下同様。）

（２） プロジェクト目標：

RHIB を活用した、海上保安業務体制が構築されている。

指標及び目標値：

指標１：策定した人員配置案や業務プロセス等が、PNTL により承認される。

指標２：MPU が自主的に訓練を実施している。（目標値：年 XX 回以上実施）

指標３:RHIB が適切に維持管理されている。(目標値:メンテナンスを年 XX 回以上実施)

（３） 成果

成果１：MPU の組織体制が強化される。

成果２：MPU の人材育成が促進される。

成果３：MPU に RHIB が導入される。

（４） 活動

活動１－１：MPU の現状の組織体制を確認し、海上での活動をより効率的・効果的に実施するための人員配置案等の組織強化策を策定する。

活動１－２：パトロール、通報対応、救難等の MPU の各業務に係る業務プロセスを策定する。

活動２－１：救難、パトロール等の基本的な業務を実施するためのマニュアル、教材等を策定する。

活動２－２：救難、パトロール等の基本的な業務の実施に必要な訓練をジェンダー平等にも配慮して実施する。

活動２－３：継続的な人材育成のための教育訓練計画等を策定する。

活動３－１：RHIB の配備場所、仕様、員数等を検討する。

活動３－２：必要な施設・設備を確認し、RHIB 配備場所を決定する。

活動３－３：RHIB を調達し、配備する。

活動３－４：RHIB の取扱いや維持管理に関する教材を整備する。

活動３－５：RHIB の取扱いや維持管理に関する訓練を実施する。

５．前提条件・外部条件

（１） 前提条件

プロジェクト開始までにカウンターパートの人員が任命・配置されること。

実施機関の権限に変更がないこと。

（２） 外部条件

疫病等で対面での研修に支障が生じないこと。

治安が悪化しないこと。

６．過去の類似案件の教訓と本事業への適用

（１） 類似案件の評価結果：

東ティモール「太陽光を活用したクリーンエネルギー導入計画」では、東ティモールの基礎学校に対し太陽光発電システムの保守・運転の技術指導を実施し、英語の保守用マニュアルを提供したが、受益者の英語力不足により、運用・保守方法の習得やマニュアルの理解に課題が残った。

また、東ティモール「ディリ港フェリーターミナル緊急移設計画」では、供与した機材の維持管理予算が不足しており、維持管理に課題がある旨が指摘されている。

（２） 本事業への教訓（活用）：

本案件ではマニュアル・教材を現地語で作成し、また訓練等を現地語で実施することにより、学習効果を高めることに留意する。また、訓練後にはテストや受講者からのレビューを通し、双方向的に成果を確認する。

供与する RHIB 等の維持管理の必要性についても、理解促進の機会を設け、MPU による必要な予算確保を支援する。

７．評価結果

本事業は、当国の開発課題・開発政策並びに我が国及び JICA の協力方針・分析に合致し、MPU に対する複合型高速ボート（RHIB）の配備と運用能力向上を通じて当国の海上保安能力強化に資するものであり、SDGs ゴール 9「強靭なインフラの構築、包摂的で持続可能な工業化の促進とイノベーションの育成」、ゴール 14「海洋と海洋資源の保全と持続可能な利用」及びゴール 16「平和と公平」に貢献することから、本事業の実施を支援する必要性は高い。

８．今後の評価計画

（１） 今後の評価に用いる主な指標

４．のとおり。

（２） 今後の評価スケジュール

事業完了 3 年後 事後評価

（３） 実施中モニタリング計画

事業開始後、各年 1 回の合同調整委員会（Joint Coordinating Committee）における

実施機関との定期合同レビュー

以上